

平成23年第2回定例会意見書全文

公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書

これまで公立学校施設は、大規模地震や豪雨等の非常災害時には地域住民の防災拠点として中心的な役割を担ってきた。

このたびの東日本大震災においても、多くの被災住民の避難場所として利用されるとともに、必要な情報を収集、発信する拠点になるなどさまざまな役割を果たし、その重要性が改めて認識されている。しかし一方で、多くの公立学校施設において、備蓄倉庫や自家発電設備、緊急通信手段などの防災機能が十分に整備されていなかったため、避難所の運営に支障を来し、被災者が不慣れな避難生活を余儀なくされるなどの問題も浮き彫りになった。こうした実態を踏まえ、現在、避難所として有すべき公立学校施設の防災機能のあり方について、さまざまな見直しが求められている。

政府は、公立学校施設の耐震化や老朽化対策等については、地方自治体の要望にこたえ、毎年度予算措置等を講ずるなど積極的な推進を図っているが、本来、これらの施策と並行して全国的に取り組まなければならない防災機能の整備向上については、十分な対策が講じられていないのが実情である。

よって、本市議会は国に対し、大規模地震等の災害が発生した際、公立学校施設において地域住民の「安全で安心な避難生活」を提供するために、耐震化等による安全性能の向上とともに、防災機能の一層の強化が不可欠であるとの認識に立ち、下記の項目について速やかに実施するよう強く要望するものである。

記

- 公立学校施設を対象として、今回の東日本大震災で明らかになった防災機能に関する諸課題について、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震など過去の大規模災害時における事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと。
- 公立学校施設を対象として、避難場所として備えるべき必要な防災機能の基準を作成するとともに、地方自治体に対し、その周知徹底に努め、防災機能の整備向上を促すこと。
- 公立学校施設を対象として、防災機能の整備状況を適宜把握し、公表すること。
- 公立学校施設の防災機能を向上させる先進的な取り組み事例を収集し、さまざまな機会を活用して地方自治体に情報提供すること。
- 公立学校施設の防災機能向上に活用できる国の財政支援制度に関して、地方自治体が利用しやすいよう、制度を集約し、窓口を一元化すること。

平成23年6月24日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣		内閣府特命担当大臣	
総務大臣		(防災)	
財務大臣	あて	衆議院議長	あて
文部科学大臣		参議院議長	

成人用肺炎球菌ワクチン接種への公費助成に関する意見書

我が国において、肺炎は死亡率の第4位に位置し、特に75歳以上では肺炎による死亡率は男女とも急激な増加が見られる。肺炎球菌による肺炎は、全体の4分の1から3分の1を占めると考えられている。

肺炎球菌ワクチンの効果については、予防接種法の定期接種に位置づけられている高齢者へのインフルエンザワクチンとの併用接種により、肺炎による入院が接種グループに比較して減少したことや、インフルエンザワクチンの単独接種のグループと比べ、75歳以上で肺炎による入院頻度が有意に減少しているとの報告があり、インフルエンザワクチンとの併用による相乗効果が期待できる。

現在、「厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会」において、新たに公的予防接種の対象とすべき疾病・ワクチンを含め、今後の予防接種のあり方全般について検討が行われているところであるが、疾病の発生を防止し、国民の健康を保持する観点から、ワクチンで防げる疾病は、可能な限り早期に定期接種化すべきである。

既に定期接種化されているインフルエンザワクチンに、肺炎球菌ワクチンを併用することにより、高齢者の肺炎による死亡、入院をさらに減少させるとともに、医療費の抑制につながるものである。

よって、本市議会は国に対し、成人用肺炎球菌ワクチンを予防接種法の定期接種に位置づけ、公費助成を実施するとともに、国の責任により必要な財源を確保するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月24日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣		衆議院議長	
財務大臣	あて	参議院議長	あて
厚生労働大臣			

地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書

現在、国による地方消費者行政の充実策が検討されているが、他方で地域主権改革の議論が進む中で、地方消費者行政に対する国の役割・責任が不明確となることが懸念される。

もとより地方自治体が独自の工夫・努力によって消費者行政を充実させることは当然であるが、これまで消費者行政を推進する中央官庁が存在しなかったこともあり、消費者行政に対する地方自治体の意識や体制は余りにも格差がある。加えて、地方自治体が担っている消費者行政の業務の中には、相談情報を国に集約する全国消費生活情報ネットワーク・システムへの入力作業や、違法業者に対する行政処分等、国全体の利益のために進んでいるものも少なく存在する。現在、国からの支援として、地方消費者行政活性化交付金、住民生活に光をそそぐ交付金が存在するが、いずれも期間限定の支援にとどまっており、相談員や正規職員の増員による人的体制強化等継続的な経費への活用にはおのずと限界がある。

したがって、国は地方消費者行政の充実のために継続的かつ実効的な財政支援を行うべきである。

あわせて、国は、都道府県と市町村とが広域的に連携する取り組み例を推進するなど、地方自治体にとって取り組みやすい制度設計を具体的に示すべきである。

さらに、消費生活相談窓口を現場で担っている消費生活相談員は、期限付きの非常勤職員となっている者が大半であり、その身分の安定と専門性の向上を図ることが困難な状況にある。その待遇も、消費生活相談業務の専門性に見合ったものとは言いがたい現状にある。住民が安心して相談できる消費生活相談窓口を実現するためには、消費生活相談員の専門性の向上とともに、その身分の安定、待遇の改善に向けた制度の整備も重要である。

よって、本市議会は国に対し、地方消費者行政の支援のため、下記の事項について実施するよう強く要望するものである。

記

- 地方自治体の消費者行政の充実と確実につながるよう、地方消費者行政活性化基金等の延長も視野に入れつつ、一定の幅を持たせながらも使途を消費者行政と明示した継続的かつ実効的な財政支援を行うこと。
- すべての地方自治体が身近で専門性の高い消費生活相談窓口を消費者に提供するという観点から、あるべき相談窓口の姿について一定の目安を提示するとともに、都道府県と市町村とが広域的に連携して相談窓口を設置する方策など、地方自治体にとって利用しやすい制度設計を提示すること。
- 消費者が安心して相談できる消費生活相談窓口の充実・強化を図るため、相談を担う専門家である消費生活相談員を含め、常勤はもちろん非常勤の立場であっても、専門性に見合った待遇のもとで安定して勤務できる専門職任用制度の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月24日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣		内閣府特命担当大臣	
総務大臣		(消費及び食品安全)	
財務大臣	あて	衆議院議長	あて
		参議院議長	

東日本大震災からの復興に向けた大規模な補正予算の早期編成を求める意見書

3月11日に発生した東日本大震災からの本格的な復興は、被災地のみならず日本経済全体の復興を意味することとなる。我が国全体が非常事態である今、政府が迅速に復興に向けた大規模な補正予算を編成し執行していくことが、被災者に安心を与え、地方自治体がちゅうちょなく的確な事業を実施することにつながる。したがって一刻も早く補正予算を編成し、本格的な復興に向けた力強いメッセージを内外に発信することは、国に課せられた重大な使命である。

よって、本市議会は国に対し、今般の未曾有の大震災からの一刻も早い復興を実現するため、早期に大規模な補正予算を編成するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月24日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣		衆議院議長	
総務大臣	あて	参議院議長	あて
財務大臣			

国民健康保険制度の抜本的改革を求める意見書

国民健康保険制度は、国民皆保険の受け皿として、国民の健康を守るために重要な役割を果たしている。

しかしながら、高齢者や低所得者の加入割合が高いことなどから、財政基盤が脆弱であり、運営主体である市町村においては、一般会計からの繰り入れによる赤字補てんを余儀なくされるなど、財政運営に係る制度的な問題を抱えている。

また、長引く景気の低迷等から保険料の収納率も低下傾向にあり、財源の確保も厳しい状況となっている。

本市においては、保険料の収納対策や医療費の適正化に取り組んでいるが、国民健康保険事業特別会計において累積赤字を抱えており、一般会計からの赤字補てんは、もはや限界に近い状況である。

今後とも、高齢化の進展や医療の高度化に伴う医療費の増加は避けられず、国民健康保険を初めとする医療保険制度の財政運営は、ますます厳しくなることが見込まれる。

よって、本市議会は国に対し、国民皆保険の根幹を支える国民健康保険制度を持続可能な制度とするための抜本的改革を強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月24日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣		衆議院議長	
財務大臣	あて	参議院議長	あて
厚生労働大臣			

電力需給対策に関する意見書

3月11日に発生した東日本大震災に伴い、東北電力・東京電力管内地域は原子力発電所の停止などにより電力供給量が大幅に減少した。さらに、菅直人首相による中部電力浜岡原子力発電所の運転停止要請により、夏場の電力の供給力不足は東日本のみならず全国的な問題に発展している。

電力の供給力不足は、国民生活や日本経済全体に大きな影響を及ぼすものである。政府は今夏の電力需給対策に加え、将来的な新エネルギー戦略を見据えた施策を速やかに打ち出す必要がある。しかしながら、政府の電力需給に関する検討会(旧電力需給緊急対策本部)が5月に発表した対策では国民に節電を呼びかけるばかりで、節電のインセンティブが働くような施策が盛り込まれていない。

夏場の電力不足を前に国は、予算措置を含めた電力需給対策を早急に打ち出すべきである。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項について速やかに実現するよう強く要望するものである。

記

- 自家発電設備、太陽光発電設備、太陽熱利用システムの導入補助を大幅に拡充すること。
- LED照明設備の導入補助やエコポイント制度の復活等、節電のメリットが実感できる施策を早急に実施すること。
- 稼働中の原子力発電所の災害対策について、早急に指針を示し、安全対策を講ずること。
- 電力需給の逼迫が長期化することを踏まえ、法制度の見直しや運用改善について早急に検討し、必要な事項を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月24日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣		節電啓発等担当大臣	
財務大臣		衆議院議長	
経済産業大臣	あて	参議院議長	あて
環境大臣			